

前橋市監査委員公表第18号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年2月27日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊
同	横	山	勝
同	近	藤	登

## 総務部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和7年11月21日～令和8年1月16日

措置通知書提出日 令和8年2月13日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：秘書課】</p> <p>1 資金前渡の精算事務について（指摘事項） 各月の交際費の資金前渡において、翌月の5日までに精算命令書が作成されていないものがあったほか、旅費の資金前渡においても債権者に対する支払終了後5日以内に精算命令書が作成されていないものがあった。 財務規則第68条第1項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：職員課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） eラーニング研修委託業務の契約において、見積合わせを行うまでの期間、予定価格調書を封筒に入れて保管しておらず秘密の保持が確保できていなかった。 契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>再発防止のため、監査結果について課内全員に報告をし、情報共有を行った。 今後は財務規則にのっとり適正な事務処理を行うため、課内スケジュールに精算期限を入力し、確実に改善できるよう対応を行った。</p> <p>指摘以降の見積合わせ（令和8年1月19日実施）については、予定価格調書を作成後速やかに封入し、鍵のかかる書庫で見積合わせ実施まで厳重に保管する運用とするよう改善した。 また、今後の事務についても決裁責任者による決裁、封入後、決裁責任者及び担当者が封緘したことを再度確認するよう改善した。</p>